



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目次 (* については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

* 84 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 1

* 85 和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(行政企画課) 5

○ 人事委員会規則

* 15 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

..... 5

* 16 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

..... 9

* 17 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

..... 10

規 則

和歌山県規則第84号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和50年和歌山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

現 業 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
	2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
	11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
	12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000

定 年 前 再 任	13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
	21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
	22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
	23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
	24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
	25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
	26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
	27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
	28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
	29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
	30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
	31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
	32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
	33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
	34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300
	35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
	36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400
	37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
	38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400
	39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
	40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300
	41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200
	42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
	43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000
	44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900
	45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
	46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800
	47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800
	48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
	49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
	50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500
	51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400
	52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200
	53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000
	54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800

用	55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600
	56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300
短	57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000
	58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800
	59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600
	60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200
時	61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900
	62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500
	63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200
	64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900
間	65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500
	66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000
	67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500
	68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000
勤	69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400
	70	238,100	261,400	289,800	316,000	363,900
	71	238,400	261,700	290,300	316,500	364,400
	72	238,700	261,900	290,800	317,000	364,900
務	73	238,900	262,100	291,300	317,300	365,300
	74	239,200	262,400	291,800	317,800	365,800
	75	239,500	262,700	292,200	318,300	366,300
	76	239,700	262,900	292,600	318,700	366,800
職	77	239,900	263,100	293,000	318,900	367,200
	78	240,200	263,400	293,400	319,200	367,700
	79	240,500	263,700	293,800	319,400	368,200
	80	240,700	263,900	294,200	319,700	368,700
員	81	240,900	264,100	294,600	320,000	369,100
	82	241,200	264,400	295,000	320,300	369,600
	83	241,500	264,700	295,400	320,600	370,100
	84	241,700	264,900	295,900	320,800	370,600
以	85	241,900	265,100	296,200	321,000	371,000
	86	242,200	265,300	296,700	321,300	371,500
	87	242,500	265,600	297,200	321,600	372,000
	88	242,700	265,900	297,700	321,800	372,500
外	89	242,900	266,100	298,000	322,000	372,900
	90	243,200	266,300	298,500	322,300	373,400
	91	243,500	266,600	299,000	322,600	373,900
	92	243,700	266,800	299,300	322,900	374,400
の	93	243,900	267,100	299,700	323,100	374,800
	94	244,200	267,400	300,200	323,400	
	95	244,500	267,700	300,700	323,700	
	96	244,700	267,900	301,200	323,900	

職	97	244, 900	268, 100	301, 500	324, 100	
	98	245, 200	268, 400	301, 900	324, 400	
	99	245, 400	268, 600	302, 400	324, 700	
	100	245, 700	268, 900	302, 900	324, 900	
員	101	245, 900	269, 100	303, 300	325, 100	
	102	246, 100	269, 300	303, 700		
	103	246, 400	269, 600	304, 000		
	104	246, 700	269, 900	304, 300		
	105	246, 900	270, 100	304, 600		
	106	247, 200	270, 300	305, 000		
	107	247, 500	270, 600	305, 300		
	108	247, 700	270, 800	305, 700		
	109	247, 900	271, 100	306, 000		
	110	248, 200	271, 400	306, 400		
	111	248, 500	271, 700	306, 800		
	112	248, 700	271, 900	307, 100		
	113	248, 900	272, 100	307, 300		
	114	249, 200	272, 400	307, 600		
	115	249, 500	272, 600	307, 900		
	116	249, 700	272, 800	308, 100		
	117	249, 900	273, 100	308, 300		
	118	250, 200	273, 400	308, 600		
	119	250, 500	273, 700	308, 900		
	120	250, 700	273, 900	309, 100		
	121	250, 900	274, 100	309, 300		
	122		274, 300	309, 600		
	123		274, 600	309, 900		
	124		274, 900	310, 100		
	125		275, 100	310, 300		
	126		275, 300	310, 600		
	127		275, 600	310, 900		
	128		275, 900	311, 100		
	129		276, 100	311, 300		
	130		276, 300	311, 600		
	131		276, 600	311, 900		
	132		276, 900	312, 100		
	133		277, 100	312, 300		
	134		277, 300			
	135		277, 600			
	136		277, 900			
	137		278, 100			

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- (給与の内払)
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

和歌山県規則第85号

和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成17年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(情報通信技術による <u>使用料等</u> の納付) 第 5 条 略	(情報通信技術による <u>手数料</u> の納付) 第 5 条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第15号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
初任給調整手当に関する規則（昭和50年和歌山県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項職員				2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種		
1 年 未 満	円 416,600	円 370,400	円 310,000	円 252,400	円 51,600	円 40,000
1 年以上 2 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	37,000
2 年以上 3 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	34,000
3 年以上 4 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	31,000
4 年以上 5 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	28,000
5 年以上 6 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	25,000
6 年以上 7 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	49,800	22,000
7 年以上 8 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	48,000	19,000
8 年以上 9 年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	46,200	16,000
9 年以上10年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	44,400	13,000
10年以上11年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	42,600	10,000
11年以上12年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	40,800	7,000
12年以上13年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	39,000	4,000
13年以上14年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	37,200	
14年以上15年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	35,800	
15年以上16年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	34,400	
16年以上17年未満	412,200	366,400	306,700	249,800	33,000	
17年以上18年未満	407,800	362,400	303,400	247,200	31,600	
18年以上19年未満	403,400	358,400	300,100	244,600	30,200	
19年以上20年未満	399,000	354,400	296,800	242,000	28,800	
20年以上21年未満	394,600	350,400	293,500	239,400	27,400	
21年以上22年未満	382,600	340,400	286,100	233,800	26,800	
22年以上23年未満	370,300	330,200	278,600	228,400	26,200	
23年以上24年未満	358,500	320,500	271,600	222,900	25,200	
24年以上25年未満	346,500	310,500	264,100	217,500	24,600	
25年以上26年未満	334,400	300,500	256,800	212,100	24,000	
26年以上27年未満	319,200	286,700	245,700	204,200	23,400	
27年以上28年未満	304,400	273,200	235,000	196,300	22,800	
28年以上29年未満	289,500	259,700	224,100	188,400	22,000	
29年以上30年未満	274,200	245,900	213,100	180,600	21,700	
30年以上31年未満	256,800	230,900	201,400	172,000	21,300	

31年以上32年未満	239,300	216,000	189,500	163,700	20,700	
32年以上33年未満	222,000	201,100	178,000	154,800	19,800	
33年以上34年未満	191,400	176,200	158,500	142,200	18,900	
34年以上35年未満	163,400	153,200	140,500	130,100	18,200	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 4 条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1 項職員」とは第 2 条第 1 項の職を占める職員を、「2 項職員」とは同条第 2 項の職を占める職員を、「3 項職員」とは同条第 3 項の職を占める職員をいう。
- この表において「1 種」とは第 2 条第 1 項第 1 号の職を占める職員を、「2 種」とは同項第 2 号の職を占める職員並びに同項第 3 号の職を占める職員のうち同項第 1 号及び第 2 号に掲げる職以外の職で職員条例第 14 条の 2 第 1 項の人事委員会規則で定める地域以外の地域又は同条の規定による地域手当の級地が 8 級地とされる地域に所在する公署（同項の人事委員会規則で定める公署を除く。）に置かれるものを占める職員を、「3 種」とは第 2 条第 1 項第 3 号の職を占める職員のうち職員条例第 14 条の 2 の規定による地域手当の級地が 6 級地若しくは 7 級地とされる地域に所在する公署（当該級地が 1 級地、2 級地、3 級地、4 級地又は 5 級地とされる公署を除く。）又は当該級地が 6 級地若しくは 7 級地とされる公署に置かれる職を占める職員を、「4 種」とは同項第 4 号の職を占める職員をいう。

附則第 5 項の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	2 項職員	3 項職員
1 年 未 満	円 36,100	円 28,000
1 年以上 2 年未満	36,100	25,900
2 年以上 3 年未満	36,100	23,800
3 年以上 4 年未満	36,100	21,700
4 年以上 5 年未満	36,100	19,600
5 年以上 6 年未満	36,100	17,500
6 年以上 7 年未満	34,900	15,400
7 年以上 8 年未満	33,600	13,300
8 年以上 9 年未満	32,300	11,200
9 年以上 10 年未満	31,100	9,100
10 年以上 11 年未満	29,800	7,000
11 年以上 12 年未満	28,600	4,900
12 年以上 13 年未満	27,300	2,800
13 年以上 14 年未満	26,000	
14 年以上 15 年未満	25,100	
15 年以上 16 年未満	24,100	
16 年以上 17 年未満	23,100	
17 年以上 18 年未満	22,100	
18 年以上 19 年未満	21,100	

19年以上20年未満	20,200	
20年以上21年未満	19,200	
21年以上22年未満	18,800	
22年以上23年未満	18,300	
23年以上24年未満	17,600	
24年以上25年未満	17,200	
25年以上26年未満	16,800	
26年以上27年未満	16,400	
27年以上28年未満	16,000	
28年以上29年未満	15,400	
29年以上30年未満	15,200	
30年以上31年未満	14,900	
31年以上32年未満	14,500	
32年以上33年未満	13,900	
33年以上34年未満	13,200	
34年以上35年未満	12,700	
備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。 2 この表において「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。		

別表を次のように改める。

別表 (第7条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項職員				2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種		
1 年 未 満	円 416,600	円 370,400	円 310,000	円 252,400	円 51,600	円 40,000
1 年 以 上 2 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	37,000
2 年 以 上 3 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	34,000
3 年 以 上 4 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	31,000
4 年 以 上 5 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	28,000
5 年 以 上 6 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	51,600	25,000
6 年 以 上 7 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	49,800	22,000
7 年 以 上 8 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	48,000	19,000
8 年 以 上 9 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	46,200	16,000
9 年 以 上 10 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	44,400	13,000
10 年 以 上 11 年 未 満	416,600	370,400	310,000	252,400	42,600	10,000

11年以上12年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	40,800	7,000
12年以上13年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	39,000	4,000
13年以上14年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	37,200	
14年以上15年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	35,800	
15年以上16年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	34,400	
16年以上17年未満	412,200	366,400	306,700	249,800	33,000	
17年以上18年未満	407,800	362,400	303,400	247,200	31,600	
18年以上19年未満	403,400	358,400	300,100	244,600	30,200	
19年以上20年未満	399,000	354,400	296,800	242,000	28,800	
20年以上21年未満	394,600	350,400	293,500	239,400	27,400	
21年以上22年未満	378,600	336,400	281,500	228,700	26,800	
22年以上23年未満	360,100	320,400	268,000	217,200	26,200	
23年以上24年未満	341,100	303,900	254,500	205,700	25,200	
24年以上25年未満	322,100	287,400	241,000	194,200	24,600	
25年以上26年未満	302,600	270,900	227,500	182,700	24,000	
26年以上27年未満	281,600	251,400	210,500	168,700	23,400	
27年以上28年未満	260,600	231,900	193,500	154,700	22,800	
28年以上29年未満	239,600	212,400	176,500	140,700	22,000	
29年以上30年未満	217,600	192,900	159,500	126,400	21,700	
30年以上31年未満	195,600	172,400	142,000	111,900	21,300	
31年以上32年未満	173,600	151,900	124,500	97,400	20,700	
32年以上33年未満	150,600	131,400	107,000	82,200	19,800	
33年以上34年未満	127,600	109,900	87,000	64,200	18,900	
34年以上35年未満	104,600	88,400	67,000	46,200	18,200	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第16号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(成績率) 第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 <u>100分の215</u>（職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官（次号において「特定幹部職員等」という。）にあっては、<u>100分の255</u>） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の102.5</u>（特定幹部職員等にあっては、<u>100分の122.5</u>） 第6条・第7条 略	(成績率) 第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 <u>100分の205</u>（職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官（次号において「特定幹部職員等」という。）にあっては、<u>100分の245</u>） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の97.5</u>（特定幹部職員等にあっては、<u>100分の117.5</u>） 第6条・第7条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の勤勉手当の支給基準に関する規則の規定は、令和6年12月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第17号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和6年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年和歌山県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(勤勉手当の支給割合) 第7条 条例第7条の2第2項の人事委員会規則で定める基準に従って定める割合は、次項に規定する勤務期間による割合（同項において「期間率」という。）に第5項又は第6項に規定する勤務成績による割合（第5項及び第6項において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。 2～4 略 5 成績率は、会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、<u>100分の215</u>の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職員の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。 6 略	(勤勉手当の支給割合) 第7条 条例第7条の2第2項の人事委員会規則で定める基準に従って定める割合は、次項に規定する勤務期間による割合（次項において「期間率」という。）に第3項又は第4項に規定する勤務成績による割合（第5項及び第6項において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。 2～4 略 5 成績率は、会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、<u>100分の205</u>の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職員の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。 6 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定は、令和6年12月1日から適用する。